

生理学研究所研究者行動規範

平成27年3月31日制定

生理学研究所は、人体の生命活動とそのメカニズムを解明する学問である人体基礎生理学の研究・教育のための唯一の大学共同利用機関であり、生体を対象に分子、細胞、器官、個体レベルの研究を推進し、究極において人体の機能を総合的に解明することを目標とする。その使命は次の3つである。

- 1) 世界トップレベル研究推進： 生理学研究所は、分子から細胞、組織、器官、そしてシステム、個体にわたる各レベルにおいて先導的な研究、世界トップレベルの研究をすると共に、それら各レベルにおける研究成果を有機的に統合し、生体の働き（機能）とその仕組み（機構：メカニズム）を解明することを第1の使命とする。この第1の使命の遂行・達成こそが、次の第2、第3の使命の達成のための前提条件となる。
- 2) 共同利用研究推進： 生理学研究所は、全国の国公私立大学をはじめとする国内外の他研究機関との間で共同研究を推進するとともに、配備されている最先端研究施設・設備・データベース・研究技術・会議用施設等を全国的な共同利用に供することを第2の使命とする。その共同利用研究推進のために多彩なプログラムを用意する。
- 3) 若手研究者育成・発掘： 生理学研究所は総合研究大学院大学・生命科学研究科・生理科学専攻の担当や、トレーニングコースや各種教育講座の開催によって、国際的な生理科学研究者へと大学院生や若手研究者を育成すること、そして全国の大学・研究機関へと人材供給すること、更には人体の働き（機能）とその仕組み（メカニズム）についての初等・中等教育パートナー活動や学術情報発信活動によって未来の若手研究者を発掘することを第3の使命とする。

科学が、その健全な発達・発展によって、より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、研究者は、社会に対する説明責任を果たし、科学と社会、政策立案・決定者との健全な関係の構築・維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律することが求められている。本行動規範は、日本学術会議の提案する科学者の行動規範（平成25年1月改訂版）に準拠し、かつ、自然科学研究機構研究者行動規範を踏まえ制定する。

（研究者の基本的責任）

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、更に自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢及び社会との関係）

2. 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。また、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動するとともに、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える。

(説明と公開)

3. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

4. 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性があることを認識し、研究の実施、成果の公表に当たっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

5. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は、研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録・保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備)

6. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるように努める。

(研究対象などへの配慮)

7. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物に対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

8. 研究者は、他者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果等の業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(差別の排除)

9. 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・宗教等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

10. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(公的研究費(※)の適正な使用)

- 1 1. 公的研究費の使用に当たっては、関係法令、機構の規程等及び各種外部資金において定められた条件及び使用ルールを遵守するとともに、取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。また、公的研究費の適正な取扱いに関する研究等に積極的に参加し、必要な知識の習得及びルールの理解に努めなければならない。

※ 公的研究費とは、運営費交付金、奨学寄附金、補助金、基金、委託費等を財源として自然科学研究機構で扱う全ての経費をいう。